

令和 6 年 7 月 3 1 日
富谷市総務部
総務課人事組織管理室

平成 2 7 年 8 月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されたことを受け、富谷市では「富谷市特定事業主行動計画」を策定（令和 4 年 3 月 3 1 日改定）し、職員が仕事と子育ての両立や女性の活躍推進を図ることができる職場環境づくりに取り組んでいます。

女性活躍推進法第 1 9 条第 6 項において、毎年、前年度の実施状況等について公表を行うこととされており、令和 5 年度における実施状況は次のとおりです。

1 数値目標について（数値目標は、いずれも令和 7 年度末までの目標値）

	令和 5 年度実績	数値目標
超過勤務の月平均	6. 58 時間	5 時間以下
管理職の女性割合	26. 7%	35%以上
男性の配偶者出産休暇等取得割合	100%	80%以上
年次有給休暇の平均取得日数	13. 0 日	12 日以上

2 取組状況について

○定時退庁の推進

→毎週水曜日と毎月最終金曜日の定時退庁を促す庁内放送を継続して実施した。

○育児休業代替職員の確保

→育児休業代替職員として会計年度任用職員の採用を行った。

○育児休業等を取得しやすい環境の整備

→育児休業等に関する制度の周知を図り、特に男性職員の育児休暇等について取得を促進した。

○連続休暇等の取得の促進

→土日や祝日を組み合わせた年次休暇取得のほか、ゴールデンウィークや年末年始休業に合わせ年次有給休暇取得促進日を設け年次休暇の取得を促進した。また、夏季休暇などの長期休暇の際にも年次有給休暇の取得促進を図った。